ＮＤ６	12.37100
ＮＤ８	12.41100
ＮＤ９	12.43100
ＮＤ10	12.45100
ＮＤ11	12.47100
ＮＤ12	12.49100
ＮＤ14	12.53100
ＮＤ16	12.57100
ＮＤ18	12.61100
ＮＤ19	12.63100
ＮＤ20	12.65100
ＮＤ21	12.67100
ＮＤ22	12.69100
ＮＤ23	12.71100
ＮＤ24	12.73100

第６及び第７を次のように改める。

第６　デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等（注１）（注２）

放送対象地域	送信場所 （人工衛星）	周　波　数 （チャンネル番号）	空中線電力 （kW）
全　国	東経110度 （放送衛星業務用の周波数を使用して衛星基幹放送を行う衛星）	1　3　5　7　8　9 11　12　13　14　15　17 19　21　23	0.12

（注１）　中継器の故障等により、上表により難い場合には、特別な措置を講ずることができる。

（注２）　８、12又は14の周波数を使用する場合であって、当該周波数に係る中間周波数により有害な混信等が発生したときは、特別の措置を講ずることができる。

第７　デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。）による衛星基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。）（注１）（注２）（注３）

放送対象地域	送信場所 （人工衛星）	周　波　数 （チャンネル番号）	空中線電力 （kW）
全　国	東経110度 （Ｎ－ＳＡＴ－110）	ＮＤ２　ＮＤ４　ＮＤ６ ＮＤ８　ＮＤ９　ＮＤ10 ＮＤ11　ＮＤ12　ＮＤ14 ＮＤ16　ＮＤ18　ＮＤ19 ＮＤ20　ＮＤ21　ＮＤ22 ＮＤ23　ＮＤ24	0.13

（注１）　中継器の故障等により、上表により難い場合には、特別な措置を講ずることができる。

（注２）　ＮＤ２、ＮＤ４、ＮＤ６、ＮＤ８、ＮＤ９、ND10、ND11又はＮＤ12の周波数を使用する場合は、優先的に割り当てられる他の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な受信状態を確保できない場合がある。

（注３）　ＮＤ９、ND11、ND19、ＮＤ21又はＮＤ23の周波数を使用する場合であって、当該周波数に係る中間周波数により有害な混信等が発生したときは、特別の措置を講ずることができる。

○総務省告示第百八十二号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の二第１の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月十二日　　総務大臣　山本　早苗

別表第十五号の表高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送の項中「を含むテレビジョン放送」の次に「（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）」を加える。

○総務省告示第百八十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第１の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月十二日　　総務大臣　山本　早苗

別表第一号の２の表高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）の項及び高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）の項中「を含むテレビジョン放送」の次に「（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）」を加える。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている基幹放送局の基幹放送の種類であって、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる基幹放送の種類とみなす。

基幹放送の種類		基幹放送の種類	
項目	コード	項目	コード
超高精細度テレビジョン放送を含むデジタルテレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送を含まないデジタルテレビジョン放送に限る。）	ＤＨＶ	超高精細度テレビジョン放送を含むデジタルテレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送を含まないデジタルテレビジョン放送に限る。）	ＤＨＶ